

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和3年2月10日（水曜日）13時30分～14時36分
場 所 羽幌町議会議場
出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長
ワザハバ 磯野議員、阿部議員、工藤議員、船本議員、逢坂議員
事務局 豊島局長、嶋元係長
報 道 羽幌タイムス社、留萌新聞社、北海道新聞社

小寺委員長

それでは、少し遅くなりましたが、ただいまより本日の委員会を始めたいと思います。

本日の委員会のテーマは、総合体育館の管理運営についてということで行いたいと思います。昨年9月25日に総合体育館の指定管理についてということ調査を行いました。その後公募が行われまして、委員会開催の予定はしてはいたのですがけれども、先般教育委員会の方針が決まったことから、本日の開催ということになっております。

それではまず、教育長のほうから今回に関しての説明をお願いいたします。

1 羽幌町総合体育館の管理運営について

担当課説明

説明員 山口教育長、飯作課長、近藤主査

山口教育長 13:32～13:34

皆さん、こんにちは。本日はご多忙の中、文教厚生常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件であります羽幌町総合体育館の管理運営についてでございますが、現在羽幌町総合体育館は、平成28年4月からの3期目の指定管理制度の下、羽幌町体育協会によって管理運営がされているところでございます。その指定管理も令和3年3月をもって終了するという中で、今般4月以降の管理運営について新たな指定管理に向けた事務事業を進めてきたところでございます。その辺の経緯についてはご説明してあったところだと思っておりますが、最終的には指定管理の部分が不調になりまして、4月からは直営で管理運営するという方向性が定まりました。本日は、そこに至る経緯についてご説明を申し上げ、ご理解を賜りたいというふうに考えております。内容につきましては、この

後社会教育課長から資料に基づきましてご説明申し上げたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

飯作課長 13:34～13:40

それでは、私のほうから、本日の議題となっております総合体育館の管理運営につき
ましては、先ほど教育長からもありましたが、指定管理期間が今年度で満了となること
から、来年度からの次期指定管理者の選定に向けてということで昨年9月に開催の文教
厚生常任委員会でご説明をさせていただいたところでもございましたが、本日はその後の
経過と今後の総合体育館の管理運営につきまして説明をさせていただきたく、お時間を
いただいたところでもございます。それでは、お配りをしております資料に基づきまして
説明をさせていただきます。

資料の1枚目をめくっていただきまして、1番、次期指定管理者選定に係る経過とい
うことで、前回の常任委員会では10月以降のスケジュールということで説明をしており
ましたので、その部分の経過から説明をさせていただきます。まず、昨年、令和2年10
月9日に指定管理者選定委員会を開催し、募集要項等の審査を行いまして、その後10月
12日から応募者の募集を開始いたしまして、11月16日までの1か月ちょっとの間、募集
期間ということで設けたところでもございます。その後11月24日に指定管理者選定委員会
を開催し、応募者のプレゼンを受け、提案内容の審査を行ったところでもございます。

次に、これらの経過に係る内容でもございますが、2番の応募の状況につきましては、
北海道内を対象とした公募の結果1者の申請を受けたものでありまして、申請者につき
ましては特定非営利活動法人羽幌町体育協会でもございます。

次に、3番、事業提案の審査結果でもございますが、申請者からの事業提案を受けまし
て、選定委員会において指定管理者候補者選定基準に基づき採点をした結果、総合評定
点数が判断基準点数に満たなかったため、指定管理者の候補者決定には至らなかったも
のでございます。内容といたしましては、募集要項で示した業務仕様書の内容はおおむ
ね事業計画に盛り込まれているものの、収支計画が町の想定する収支額と大きく開きが
あったところでもございます。下に記載をしておりますが、支出経費から収入額を差し引
き、消費税を加算して求めた指定管理料につきましては、申請者の算定額が3,466万9,800
円、町の想定額は2,884万5,300円でもございます。

次に、4番の選定委員会審査結果後の対応ということで、①になりますけれども、候
補者の決定には至らなかったことから、今後の選定事務の進め方を協議いたしまして、
申請者が現管理者の羽幌町体育協会1者のみであるということと、引き続き管理者とし
て担いたいということでの応募をいただきましたことから、再募集にはよらず、当該申
請者の再提案等による選定を模索するというところで、②番になりますけれども、町とし
ての事業経費の積算の考え方や、併せて町が想定する指定管理料の額を示した中で再考

の有無について検討をお願いしたところでございます。次に、③番の体育協会からの回答というところですが、選定委員会で否決をされたのだから、協会からは再提案ですとか何か言う立場ではないということをごさいますして、これらのやり取りの中でも、仮に町から譲歩といいますか、歩み寄りを含めた協議をした場合はということでの話もさせていただきましたが、金額的に協議できる最低ラインがあるということをごさいます。これらの内容を踏まえ、④番になりますけれども、庁内で協議の結果、金額の差もさることながら、体育協会が提案される金額を町が仮に了承するとした場合、町としてなぜその金額になるのかという根拠が示せない、対外的にもなかなか説明が難しいということと、金額が大きくなると直営との比較というものも考慮しなければならず、結果といたしまして今回の選定は断念せざるを得ないということでごさいます。

次のページになりますけれども、5番ですが、これらの経過を踏まえまして、今後の管理運営につきましては、令和3年度から指定管理者制度による手法を終了し、直営管理としたいということをごさいますして、これらに伴いまして、体育館の利用料は現在条例の範囲内で指定管理者が設定した金額としておりますが、直営により条例上の金額に戻るため、激変緩和策として当面の間は料金を据え置きたいというふうにごさいます。また、利用者への運動指導や助言等のソフト面での対応という部分につきましては、全くこれまでと同じというふうにはいかないと思っておりますが、極力その水準を落とさぬよう努めてまいりたいというふうにごさいます。

以上が、大まかな説明でございますが、指定管理選定から現在に至るまでの流れ、それから今後の考え方というものでございます。どうぞよろしくごさいます。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思っております。質疑のある委員は挙手にてこちらで指名させていたいただきたいと思っております。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:40～14:36

平山副委員長 1点確認させてください。今いろいろ説明ありましたが、選定委員会審査結果後の対応についてですけれども、体協から再考の有無についての回答がこういう理由でなかったということで、町側との話合いというのとはなかったということでのいいのですか。

飯作課長 お答えをいたします。

選定委員会で漏れてしまったということをごさいますしたので、町といた

しましても町の想定する金額との開きというものがあつたものですから、選定委員会のときはその金額というのは提示していませんので、後日町の考え方というものを示した中で、もう一度考えていただける余地はないのかということで照会をさせていただいたのですが、先ほど説明したとおり、体協としては選定委員会で漏れたのであればこのまま下がるといふようなことで、そのやり取りの中で、繰り返しになりますけれども、町がこういうふうにしたらどうですかと、話を聞いてもらえる余地もあるのかなというところでのお話もさせていただいたのですが、体協さんとしても最低限このラインは落とせないぞという設定しているところがあつて、そこにたどり着かないのであれば協議というものもないのかなというお話でございました。

平山副委員長 今聞いて、指定管理料、金額的なものだと思うのですが、数値はここでは言えないのでしょうか。どのぐらいの差というか。選定委員会、1回目駄目だったでしょう。2回目に再考ということで、ここに書いていますよね。先ほど課長も説明ありましたが、町が歩み寄った協議をした場合に、金額的に最低ラインがあるということで、これは体協のほうからの言い分だと思うのですが、町が示している指定管理料とこの部分でかなり差があつたということですか。

飯作課長 平山委員お聞きの部分に関しましては、体協とのやり取りの中で、体協さんの考え方なのでこの場で具体的な金額というのはどうなのかなと思いますけれども、言っている、いわゆる最低ラインという金額の部分でも開きはあつたということでございます。

舟見委員 今の平山委員のお話とも関連するのですが、羽幌町としては歩み寄りをして、体育協会も歩み寄りをしたということですよ。その中で金額提示をされて、差がかなりまだあつたということですか。再度確認したいのですが。

飯作課長 選定委員会の結果を踏まえた後のやり取りというのは、お互いに歩み寄りをして、どうだろうという協議をしたということではございません。一番最初の選定委員会のときには、先ほども申し上げましたが、

町としては金額を提示しない中で、申請者の事業計画、それから収支計画、それらを提案いただいて選定するという形を取っておりましたので、申請者としては町が想定する金額が分からない中で応募していただきましたので、その結果を踏まえまして町としては、譲歩するとかということではなくて、最初の町の考え方はこういうものですよ、金額も含めた考え方はこういうものですよということを示した中で、再度提案いただけるか、協議いただけるかということで体協さんのほうにお話をしたということで、その結果、再提案する考えはないというふうに答えをいただいたものでございます。

舟見委員 ということは、体協は最低ラインまでは歩み寄れるけれども、羽幌町としてはこのラインは譲れないということによろしいのですか。

飯作課長 具体的に協議をしていった中で、ここは譲れるけれどもここは譲れないですとか、そういった協議の場が持てればよかったですけれども、その協議をする前に話合いが持てなかったということと、体協さんが言われた最低ラインという金額に関しましても、そこまで町が譲歩できるかどうかというのもあるのですけれども、金額を設定された経過というのが、先ほどもありましたけれども、町としてそれを了承した場合に説明がつくような積算の方法ではなかったのかなということもありまして、体協さんが言われる最低ラインについては、町としてはうんとは言えないのかなというところでございます。

舟見委員 それでは、今現在体協がいろいろやられていますよね。それで、これが体協から直営に変わった段階で、学校教育だとかスポーツ少年団に対する影響だとか、トレーニング自体、高校生だとか合宿誘致だとかいろいろやっていますよね。そういう部分について、今の体協でトレーニングに精通している方がいるということと、直営にしたことよっての宿泊者の減少だとか影響が出ると思うのですけれども、その辺は町はどんなふうにお考えですか。

飯作課長 その部分につきましては少なからず、今までの体協さんの頑張りというのは私どもも認識していますし、そういった部分では、最初の説明でも

ありましたけれども、同じような水準といたしますか、それは維持できないのかなど。ただ、うまく説明できるか分かりませんが、あくまでも指定管理の業務の範囲でやっていただいているものと、体協さん独自とは言いませんけれども、体育協会さんが自分たちの事業としてスポーツ振興のためにやっていただいている事業と分けて考えなければならぬのかなという部分がございます、今舟見委員が言われたような部分に関しましては指定管理の業務の中に含まれているものではないという位置づけでございますので、全くそれがなくなってもいいのだということではありませんけれども、基本的には業務とは別の考え方なのかなと。そうはいつでも、今後体育協会さんが指定管理でなくなってもそういった部分を担っていただけるかどうかというのは分かりませんが、そういう部分が薄くなっていく部分につきましては町としても、全てではないですけれども、そういった部分も補えるような方法も考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

舟見委員 第6次羽幌町総合振興計画の中で生涯スポーツの普及促進、あと指定管理者の関係でスポーツの振興とかなんか出ていると思うのです。要するに指定管理以外の業務という部分でおっしゃられたと思うのですけれども、今体育協会さんがやられていることによって、小学校、中学校、高校、スポーツ少年団、高齢者、全部含めていろんな面でかなりのサービスの提供を受けているのは間違いないのです。それで、直営になった場合、羽幌町でどの程度までカバーできるのかお聞かせください。

飯作課長 この場ですぐその部分をどれだけカバーできるのかというものは、今のこの状況ではお答えは正直できないです。今の水準を維持できるかどうかという約束もできませんけれども、極力そういった部分を落とさないような方策というのは考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

舟見委員 話はまた戻るのですけれども、指定管理料の関係なのですからけれども、以前の管理料自体が適正だという認識の下でお話をされていますよね。これが体協さん、指定管理者にとってはかなり厳しい数字だったのではないのかなというふうに私は認識させてもらっているのですけれども、そ

の辺はどうですか。

飯作課長 指定管理料につきましては、過去の部分といいますか、これまでの部分につきましても、いろいろとやり取りをした中で体協さんのいろいろな思いもあって、町がそれを全部実現できているかといったらそうではないという経過もございます。今回5年が満了するというので、来年度からの新たな5年間という部分につきましては、私もこれからに向けての協議ということでいろいろお話をさせていただいておりますし、これまでの部分で体協さんが要望されている部分というのも聞いていますし、これからに向けて改善といいますか、善処できる部分は善処できるように、そうはならないよねというものはそうはならないということのやり取りの中でお話を進めていましたので、過去の部分がどうだから今後の部分に影響しているということではなくて、それを踏まえた上でこれからの5年間という部分のお話をさせていただきましたので、全て体協さんの言う希望がかなっているかといったらかなってはいないですけども、町として理解できる部分については新たにそういった部分も取り入れているという認識であります。

平山副委員長 今後の管理運営についてお聞きしたいと思います。
まず、来年度は直営管理ということで提示を受けていますが、多分そういうふうになると思うのですが、来年度は直営でいくとしても、今後の考えはどうなのでしょう。

飯作課長 今後につきましては、指定管理から今回直営に戻るということで、またすぐ指定管理になるのかとか、行ったり来たりということもどうなのかなという部分もございますけれども、仮に新年度直営でいったとしても、その後ずっと直営でやるのだとか指定管理はやらないのだとかということではなくて、指定管理というのも町の行政を進めていく上では有効な手段ですので、条件等が整うのであればそういったものを再度取り入れるという考え方も、私はあっておかしくないのかなと思います。

平山副委員長 それから、直営に変わった場合、体育館でいろんな仕事をする職員の関係なのですが、どのような計画というか、まだ決まっていないのかどう

なのか、3月で今年度も終わりますし、時間があまりないように思うのですが、その辺はどういうふうに。

飯作課長 具体的にこういうふうにすると決まったものではございませんけれども、ここでいう金額の折りがつかなかったという部分は、そればかりではないですけれども、人件費の部分というものもありましたものですから、その部分につきましては、どうしても管理をしていく部分で必要な管理人といえますか、そういった部分は同じように雇用したいなと思っておりますけれども、日中の管理の部分ですとかそういった部分につきましては、現在社会教育課にいる体育振興係の職員が今の仕事を持ったまま体育館の管理のほうも一緒に持つという形で対応していきたいというふうに思っております。

平山副委員長 管理のほうは職員がするというのですが、体育館の場合、5時以降とかいろんな時間帯で、開設しているのは9時ぐらいまでかな。そういう夜間の部分とか、当然職員が必要ですよ。そういう職員の部分では、どのような採用をしていくのかなと思ったのです。役場の職員がずっと入ってやるわけではないと思うのです。その辺の部分。

飯作課長 そういった部分につきましては、管理人といえますか、専任の職員を雇用して配置をさせたいというふうに思っております。

舟見委員 先ほどの説明の中で利用料の関係もおっしゃっていましたが、あくまでも激変緩和ということでこのままでいくということで、いずれは値上げするというのも頭に入れているということですか。

飯作課長 料金につきましては、指定管理の部分につきましては、指定管理者が条例で定める金額を上限としてその範囲で決められるということで今の金額設定になっておりますけれども、直営になるということになりますと条例の金額に戻るとということで、一遍に戻るのはいかがでしょうかということで今回激変緩和策を取らせていただきますけれども、どれぐらいの期間を経るかはまだこれからですけれども、いずれは条例上の金額に戻るといったような考え方でおります。

- 舟見委員 スポーツ少年団はじめ各小中高の先生も、働き方改革だとかいろいろあってかなり体育館を利用されている部分があったものですから、その部分についてのケアというか、直営になるので、その面のケアをきちっとしていただきたいと思うのと、説明ですね。利用されている方に対して、今までよりも落ちるとは思うのですけれども、コーディネートトレーニングもそうですし、あとスポーツ少年団、直営になったからがたっと減ったということにならないようにぜひやっていただきたいと思います。終わります。
- 小寺委員長 答えは必要ですか。質問になっていないのですけれども、質問で終わっていただければ答えが出てくると思うのですけれども。
- 舟見委員 羽幌町で、最初は無理かもしれないですけれども、少しずつ改善していただきたいと思います。質問にならないかな。
- 山口教育長 お答えいたします。
今般、直営という形を取らざるを得ないような状況になっております。今までの体協の13年間重ねてこられたスポーツ振興に対する実績というのは認めるところでございますので、そういった部分は直営になっても後退しないように極力努めてまいりたいというふうに思います。先ほど課長からも言いましたけれども、指定管理の体育館の運営とスポーツ振興の部分というのが、現在あいまいなところが非常にありますので、指定管理の体育館の管理運営、これは支障なく町直営でも現在の延長でやっていけるというふうに思いますが、スポーツ振興の部分ということでいえば、今まで体協のやってこられた部分に町としてもお任せしている部分が多々あったというふうに思います。今後は町としてもスポーツ振興にもう少し体系的に力を入れて、体協ともうまい携わりというか、連携をしながら進めていきたいというふうに思っています。今までは指定管理の体協の運営の中でやっている部分がありました。指定管理については町としてお手伝いできないという形がありますので、連携してやるというのが難しい部分があったわけなので、今後は町としてもスポーツ振興の部分、極力できることというのを増やしていきたいというふうに考えておりますので、すぐに元どおりということにはいかないかもし

れないですけれども、長い目で見ていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

平山副委員長 ちょっと確認。先ほど職員を新たに雇用するという、それは臨時職員、嘱託、人数は何名ぐらいですか。

飯作課長 具体的に何人と固まっているわけではございませんけれども、3名ないし4名の人数を雇用し、夜間ですとか土日ですとか、それから日中も含めた事務の部分も必要であれば、そこは埋めていきたいなというふうに思っております。

平山副委員長 分かりました。

村田委員 すみません。今いろいろ質疑があったのでダブる部分もあるかもしれないのですが、何点か質問させてください。
まず最初に、11月の24日にプレゼンを受けた結果、判断基準に満たなかったというところなのですが、点数に満たなかったという部分は、提案した事業の部分とかではなくて、金額的な指定管理料の部分が主な原因で満たなかったのかどうなのか、まず確認をお願いします。

飯作課長 お答えいたします。
最初の説明でも申し上げましたけれども、金額のほうが大きな開きがあったと。金額の算出根拠には事業に絡めた積み上げ方というものもあるので、金額が一番の要因かなと思っております。

村田委員 金額が一番大きな問題だということなのですが、3番目の下に申請者と町の想定した金額が示されていて、町のほうは経費としての支出というのは3,009万9,000円、前年度並みということなのですが、後ろにある収入の利用料とかその部分が指定管理をしたい体協と町想定で200万円も差があるという、この積み方というのは、町が正しいとは思いますが、根拠としてこんなに差が出るのはいかがなものかなと思うのですが、先ほどすり合わせもしていないと言うからちょっと残念なのですが、こういう収入の差も含め、先ほど課長が言っていた体協側と

できればすり合わせをしたかった部分のお話もあったのですが、なぜそこにいくような努力だとか、どのぐらいのやり取りをしたのかとか、そういうところが見えてこないのが、11月24日で候補者にならなくなってから最終的に町で管理しましょうというまで何回ぐらい体育協会とお話しをしたのか教えてほしいと思います。

飯作課長

お答えをいたします。

11月29日の選定委員会後の体育協会との協議という部分につきましては、選定委員会の結果を踏まえて、先ほど申し上げたように町から再度考えていただけませんかという話をしたのを含めまして3回ですか、結局いかがですかというお願いをした後、選定委員会で漏れたのだから再提案はないよという答えがすぐ返ってきましたので、その後もどうですかという話もさせていただきましたが、それ以降、次の話の発展というふうには進まなかったということと、質問の前段でありました金額の設定の差という部分もちょっとだけ説明をさせていただきたいのですが、先ほども話ありましたけれども、今回体協さんが手を挙げていただくに当たって、体協さんとしての思いと申しますか、要望と申しますか、そういったものもございまして、一番の要望としては、今まで従事しているスタッフの人数をさらに1名増やしたいということでの要望がありました。

それに関しましては、先ほど言いましたように、指定管理の業務として町が担っていただきたい業務だけであれば今までの人数で大丈夫だろうという町の判断もございましたけれども、体協さんとしましては、スポーツの振興を掲げた組織なのだから指導業務ですとかそういったものもやっていきたいので、それだと人数が足りないということで1名増やしてほしいという要望でした。町としては、先ほども申し上げたように、指定管理の業務としてはその人数でやっていけるだろうという考え方がありますので、基本的には人数は増やさないでそのまま維持していただきたいという思いはあるのですが、体協さんがやられているスポーツ振興という部分に関しましては、少なからずと申しますか、大きな部分で町のスポーツ振興に寄与していただいているということもございましたので、先ほどの質問の答えではないですけれども、これからの5年間に関しましては人数についても人件費についても増やしてもいいのかなど。

ただし、先ほど言ったように、その部分に関しては指定管理とは離れた部分でございますので、積算する人件費についても、2分の1は町のほうで見られるけれども、2分の1については自主努力で収入を得ていただくか、2分の1の経費だけを計上して、ローテーションを組んでやりくりしていただくかということでのお話をさせていただいていたものですから、収入の部分としましては、支出の部分に今まで計上したスタッフの人数プラスもう一人分。ただ、支出経費として町が見る分は2分の1なので、財源確保をしていただけるならということで、収入でも2分の1の人件費の財源を計上させていただいたということで、収入としては380万円何がしと。ただ、提案いただいた体協さんの収支計画については、支出の部分では丸々1人分の人件費は上乘せされていましたけれども、収入の部分では2分の1の財源という部分については、事業収入だとか、ほかの部分での収入ですとか、そういったものが一切なく、今までどおりの利用料収入の部分の計上しかなかったということでございますので、収入の部分でこれだけの差が開いているということでございます。

村田委員

今の課長の説明でいくと、回数は2回か3回、できれば行政側としてはすり合わせをして、何とか体育協会にまた指定管理してもらいたいという交渉というか、やり取りというのですかね、そこまでそういう話をしているのだと今の答弁で初めて聞いたので、前回の5年前のときにもそういうことに関してのやり取りはあったと思うのですが、ここら辺私としてはどっちが正しいとかどっちが悪いということにはならないので、自分の思いとしては、できれば直営に戻らないで、指定管理した中で運営できれば一番いいのかなという思いがあったものですから、そういう質問をさせていただきました。

まだ質問があるのですが、先ほども出ていたのですが、今の段階では指定管理の中でいくと管理人含めて総勢7人体制でやっていると思うのです。休日から夜から、それから掃除の方から入れて。それで今言った1人プラスということなのですが、直営に戻るということですから、人件費的というか、指定管理するのを直営にした場合、直営にしたほうが人件費がかからないだとか、先ほど言ったスポーツ振興だとかそういう部分に関してはマイナスになったり、どうやってカバーするかというのは

これから考えるのでしようけれども、数字的なことだけでいったら、直営で行ってもかかる経費は指定管理していたときと負けないぐらいのものがあるのですというものが逆にならないと、町民だとか利用している人方にとっては理解がしづらいような気もするのですが、そこら辺どういうふうに考えているのかと、もう一点は、先ほど平山副委員長も言っていたのですが、臨時職員を雇うとかという部分で、現在そういう形で働いている方も全員羽幌町民なわけで、どういう考え方でそういう人方を救っていく考えがあるのか、そこら辺も考え方を聞きたいなと思うのですが。

飯作課長

お答えをいたします。

まず、1点目の人件費の部分に関しましては、比較しづらいといえますか、指定管理で担っていただいた人数分を、直営でやるからといってそのスタッフの人数分、町が新規で全てを雇用して配置するというのであれば比較もできますし、どっちが高いのだ安いのだという話になりますけれども、先ほどの質問でもありましたけれども、管理の部分に関しましては、土日の管理ですとか管理人を雇わせていただくという話もしましたけれども、日中の部分ですとかそういった部分につきましては現在いる体育振興系の職員をそのまま配置するということです。その部分に関しては新たな人件費というのは増えませんが、それを考えますと、全てのスタッフを指定管理という業務の中で雇用していた部分から比較すると、金額は直営のほうが落ちるのかなという部分でございます。

それと、2つ目の雇用の部分につきましては、臨時職員が分かりませんが、今まで体協さんの職員ということで従事していただいた皆さんに関しましては仕事も覚えていらっしゃるし、ご本人たちに意思があるのであれば、引き続きその方たちに町としても継続して勤めていただきたいなというような考え方は持っております。

村田委員

考え方としては分かりました。1点だけ不安に思うのは、今の社会教育の公民館から体育館のほうに移ったときに、その方が今まで担っていた仕事というのですか、業務というのですか、それプラス体育館のほうの管理業務も行うということですか。そうすると、その職員に負担がか

かるのか、今までやっていた部分を違う人にも上手に融通しながらやっていかないとなかなか難しいなという部分があって、公民館と体育館というのは離れていますから、そういう部分で支障を来さなければいいなと思うのですけれども、仕事量を振り分けたりしながらやると言っていますが、うまくいけるのかどうなのか不安なのですが、そこら辺どういうふうに考えますか。

飯作課長 その部分につきましては、ご心配いただいているとおり、配置される職員につきましては現在の仕事を持ったまま新しい仕事を担うということになりますので、業務は増えるのかなということでございます。ただ、単純に今まで指定管理のほうで1人でやっていたものは同じように1人でやれということではなくて、2人配置をして、2人に配分して負担を少なくしてやっていくとか、必要があれば3人を考えたりということもございますので、今いる職員に負担を強いるわけですから、その部分はあまり重荷にならないようにバランスを考えながらやっていきたいというふうに思っております。

村田委員 最後にもう一点だけ。先ほど教育長のほうからも、スポーツ振興という部分に関しては体育協会と連携して取り組んでいきたいという旨のお話があったのですが、自分としては、これまで3期にわたって指定管理をしてきた体育協会が、悪い言い方をすると決裂した状態になったときに、今までと同じように教育委員会とか体育関係のいろんな部分で協力してくれればいいのですが、そこら辺が私としては不安材料といいますか、懸念されるころではあるのです。そこら辺、行政側としてどういう形で対応していくのか、どういう方向で新たな体育協会との絆をつくっていくのか、そこら辺の考え方をきちっとしていかないと、逆に言うと、こういう形になったら難しいというか、そこに戻るためにはかなりの努力をしなければならないのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の考え方というのですか、これからどういうふうに体育協会とおつき合いしていくのか考え方とかがあれば。

飯作課長 その部分につきましては、決して体育協会さんの今までのやり方が悪いのですとか、そういったことでの今回の話ではございませんので、町とし

ては、先ほど教育長からもありましたけれども、引き続きうまい連携を取ってやっていけたらなど。村田委員おっしゃるように、そういった気持ちの部分というのはあると思いますし、正直私たちとしてもそういった部分を抱えながらやっていくのは大変なのかなという思いもありますけれども、それはそれとして、誠心誠意協力していくところは協力していかなければなりませんし、どういう形でやるのかというような進め方といたしますか、具体的なものはございませんけれども、その都度その都度お互いの意見を交換しながらやっていきたいなというふうに思っております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) 金木委員、ありませんか。いいですか。それでは、私のほうから幾つかお伺いいたします。今期までですけれども、指定管理料はたしか、武道館のほうは含まずにいくと2,242万円だったと思います。それに1年間限定で武道館の管理費を入れた金額が指定管理料となっていますが、今年度指定管理料としては幾ら支払っていたことになるのでしょうか。

飯作課長 お答えをいたします。武道館が増える前までの金額ということで委員長今言われましたけれども、元年、2年と消費税改定がありましたのでその部分は増えていますけれども、それを踏まえまして、武道館を合わせた令和2年度の指定管理料につきましては2,742万4,000円ということでございます。

小寺委員長 分かりました。ほかの委員の皆さんが心配していたのは、現状のサービスがどうなるかということを不安にされていたと思うのですが、利用料についてなのですが、条例上の金額に戻る。条例上では幾らを設定しているのでしょうか。そして、括弧づけで条例改正が必要だということも書いてあるのですが、それについていつ頃提案するかということもお聞きしたいと思っています。

飯作課長 体育館利用の料金設定につきましては、条件に応じて細かく設定されていますので全部の説明は省略をさせていただきますけれども、バレーボールですとか、バドミントンですとか、スポーツ団体が利用する場合に

関しましては、コートの方にもよりますが、体育館のアリーナ半面を1時間使いますと、条例上は880円、体育協会が設定している金額については半額の440円、大体2分の1という部分です。個人の利用でも、条例上の金額につきますと220円、体育協会が設定している金額については110円ということございまして、これらが条例上の金額に戻る。施設を使う部分での受益者負担という考え方で、使用料を設定したときにはその金額は妥当であろうということでの金額設定だと思いますけれども、長年体育協会さんが指定管理ということで料金設定をした中で運営をされていまして、ここで急に使用料が条例で定まっているからということでぼんと上げてしまうのは利用者にとっては負担なのかなということがございまして、激変緩和策ということで条例提案をさせていただきたいと思っているのですが、その提案につきましては、3月定例会で改正をしたいというふうに考えてございます。

小寺委員長 それはあくまでも時限的な改正なのか、それとも本則を改正する方法なのか、その辺もお願いします。

飯作課長 今回予定をしております改正につきましては、本則の料金設定は変えず、附則で1年間の限定措置ということで改正をしたいと考えております。

森 議 長 この結論になったことに関しては、それぞれいろんな思いがあるのかなと思います。私個人としては非常に残念だなというのが前提にあります。体協自体は長い間、地域の体育、行政の部分も含めてかなりの部分を担ってきて、行政サイドとも連携を取りながら新たな指定管理制度に挑んで、一例を挙げれば今話題になった料金も、条例どおりやっていたら自分たちの利益はもっと上がるわけです。それを、自らのいわば収入を削って町民のスポーツ振興なり健康のために頑張ってきた。それと、先ほど行政側も認めていますけれども、様々な努力に関してはしっかり評価もされている。結果として、額面でいえば580万余りの金額が埋まらないということでこういう形になったということは非常に残念だなと思います。

そもそも町側が、ここで書いている説明ができないからというのはわかには理解できないのですが、体育館を中心としたスポーツ振興に対し

て一定のコストを払うという部分に関しては、そっちの方向からまず押さえていって、具体的に話し合いを続けながら妥協点を見いだすという努力が必要だったと思います。こういう場で言うことにはふさわしくないかもしれませんが、直接聞いておりますのであえて議事録に残る形で発言させていただきたいと思っておりますけれども、体協の中核になる人たちからすると、羽幌町の教育委員会そのもの、社会教育課という意味かもしれませんが、それについては我々の思いも含めて努力を重ねてくれて、彼らの言葉でいうと、決して不満があったわけではないのだと。ただ、結果として自分たちの思いが全く取り入れられないような印象を持ったというふうに聞いております。

結論が出たので、先ほど平山委員の質問に対して、指定管理そのものを二度としないということではなくて、場合によっては考えたいという答弁もありましたので、恐らく町営にした場合、金銭的な問題以外に利用者側からの、サービスという言い方が適切かどうか分かりません。そういうものを含めたものに対してのいろんな不満が出てくる可能性は非常に高いと思っておりますし、それを担当した職員の方も、今までの体協のノウハウを持った、かつ人間関係がそれなりに長い間に蓄積されたものを、全くない人が行ってその中でやるというのは物すごい大変ではないのかな、本当に大丈夫かなというぐらいの思いであります。

それで、今回の結果は結果として、今の説明で納得したわけではないのですが、動いてきたのでこれでやっていただくしかないかなと思っておりますけれども、今後1年を見た中で改めて結果のよしあしを判断して、また体協と話し合うような機会をぜひ設けていただきたいなと思っておりますけれども、先ほどの平山さんへの答弁で言い尽くしているかもしれませんが、改めて教育長からそういうことに関しての答弁を議事録に残る形でもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

山口教育長

お答えいたします。

森議長からもおっしゃられたとおり、体協のこれまでのスポーツ振興の活動に対してですが、それについては私どもも理解をしておりますし、大変ありがたいというふうに感謝を申し上げたいと思っておりますが、先ほども申しましたけれども、指定管理とスポーツ振興との住み分けの部分が、今まで非常にあいまいな形でされてきている。町としてスポーツ振興に

関わる部分とその部分が非常にあいまいな形になっているので、体協と連携を取った羽幌町としてのスポーツ振興というのがなかなか進んでいかないというのが現状としてあります。

そういうことがありますので、今後体協とそういう意味では、先ほど気まずい関係になるのではないかという懸念もございましたが、町としてもスポーツ振興という目的は一緒でございますので、そういう部分では反目し合うことなく連携し合うということで、今後より一層進めていかなければならないというふうに思いますし、スポーツ振興イコール指定管理ということではないので、指定管理をそういうふうに捉えて、丸投げというのではないですけれども、スポーツ振興は全て体協に任せようという、そういう形で進んでいた部分が当初あったようなのですけれども、体協側もそれは受けられないという形になって、きちんと分けなければならないという考え方を持っていますし、町としてもそれはまずいということで、マラソンですとか、それからウインターフェスティバルですとか、それは実行委員会形式で、体協は全くタッチしない形で今進められています。

そういう中で現在も進んでいる状況なので、本来スポーツ振興というのは体協も町も一緒になって進めていかなければならないものだというふうに思いますので、その部分では今後も模索しながら連携していきたいというふうに考えています。先ほど言った指定管理の部分ですけれども、管理と分けて考えるとそんなに難しいことではないのだというふうに思います。ですから、条件が合えばいつでも再開可能だと思いますし、きっちりスポーツ振興と指定管理と分けた形で今後話合いも進めたいですし、そういう形で体協とも連携を取っていきたいというふうに考えております。

森 議長

先ほど私言葉が出てこなくて、今話を聞いていて思い出したので、あえて訂正させていただきます。社会福祉協議会の幹部の方から教育委員会に対して言われたことは、感謝していると言っていました。教育委員会に対しては感謝をしているのだと。ただ、今回のことに関しては、様々な理由は聞きましたけれども、残念な結果だというふうに言っていました。ストレートに言葉を間違っただけだったので、それを訂正させていただきます。

それから、指定管理と体育行政という部分を分けて、分けてと言うのですけれども、それ自体基本的には難しいのかなど。意見の相違ということなのかもしれませんけれども、できた最初の頃はスポーツ愛好家の場所という意味から、今は単なるスポーツ振興ではなくて、町民の健康も含めた、高齢者の生きがいだとか、物すごい幅広い中核の位置にある施設であり、運営だと私は思っております。そういう部分も体協としては抱えて、一例としてお金のことを言いましたけれども、お金だけではなく、場合によっては自分の時間を削ってでもそういう人間関係の中で一生懸命頑張っているなという姿を随分見てきました。そういうこともあって、今回限られた時間の中でこういう結果になったことは返す返す、繰り返して申し訳ありませんが、残念であります。

これからは、教育長がいみじくも言ったように、体育全般の中では、体協とは一切話をしないと、縁を切るだとか、全く関係なく町と体協はそれぞれ別にやりましょうということではないのだと思いますので、雪解けしたらまたいろんな時期もありますし、今思い出してもう一つ付け加えたいなと思ったので言っておきますけれども、陸上競技場なんかで、体育館管理以外の部分で、休みもなく高校生だとか一般の愛好家たちに対して一生懸命指導している姿なんかすぐ浮かんでくるのです。そういうことも含めて体協との関係、個人的にとということではないですけれども、逆にまたこういう機会に改めて話を聞く機会を持って、そういう流れの中で可能性があり、お互いに妥協というか、お互いに納得できる形であるのであれば、もう一度新たな形で指定管理も含めた全般のものをお互いの協力の下にやれるということを、否定はされておられませんけれども、むしろ腹に置いて、町民のために両方で頑張ってもらいたいなと思います。あえて答弁は結構です。

小寺委員長 今、森議長の発言の中で社会福祉協議会という言葉が出たのですが、きっと体育協会と……

森 議長 訂正します。社会福祉協議会でなくて体育協会です。

小寺委員長 体育協会ですね。それでは、訂正したいと思います。

平山副委員長 何回もすみません。最後に確認。来年度直営になるということで、それ以降もずっと直営ではないという考えがあると説明聞きました。それで、来年度1年直営でやって、次の年度になるときに公募を受けて指定管理者の方向で持っていくとか、そういう計画はあるのですか。確認です。

飯作課長 先ほども言いましたけれども、すぐにあっち行ったりこっち行ったりというのがどうなのかというものもありますし、今回引き続き指定管理という考え方の中で進めてきて、結局こういう結果に至ったのですけれども、現在こういうふうになったばかりですので、具体的に令和4年度に向けて準備をしているとか考え方があるとか、そういう段階では今はありません。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、私から最後に。委員からも様々な不安要素、町民の声を代弁したと思うのですが、教育長も話があったように、今後スポーツ振興について、何も今はないわけですから、きちんとした明文化、計画でもいいですし、3月に行われる新年度の教育関係の所信できちんと触れて、具体的に今後進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。それでは、以上で本日の委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。